

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神または身体に一定程度の障害を有する20歳未満の児童を養育している方に対して、児童の福祉増進を図ることを目的に支給される手当です。

ただし、障害を理由に年金を受けることのできる児童や、児童福祉施設等に入所している児童などは対象となりません。

◆支給額（月額）

障害等級	～平成31年3月	平成31年4月～
1級	51,700円	52,200円
2級	34,430円	34,770円

※受給者もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

◆支給期日

毎年4月、8月、11月にそれぞれ前月分までが支給されます。

障害児福祉手当・特別障害者手当

障害児福祉手当は、精神または身体に重度の障害を有するために、日常生活において常時介護を要する20歳未満の児童に対し、特別障害者手当は、精神または身体に著しく重度の障害を有するために、日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の方に対して、その福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

ただし、障害を理由に年金を受けることのできる児童や、児童福祉施設および障害者施設等に入所している方、3カ月以上病院に入院している方などは対象となりません。

◆支給額（月額）

	～平成31年3月	平成31年4月～
障害児福祉手当	14,650円	14,790円
特別障害者手当	26,940円	27,200円

※受給者もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

◆支給期日

毎年2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月分まで支給されます。

各手当を受給するには、認定請求書の提出が必要です。受給資格があっても、請求しない限り支給されません。なお、請求に必要な添付書類は各ご家庭の状況などにより異なりますので、詳細については、下記までお問い合わせください。

どさんこ・子育て特典制度のご案内とお知らせ

北海道では、市町村とともに社会全体で子育て家庭を応援する取り組みとして「どさんこ・子育て特典制度」を実施しています。

◎対象

妊娠中の方もしくは小学生以下の子どもがいる世帯。

◎制度内容

お子さんと同伴で買い物や施設利用した際に、特典カードを協賛店舗に提示することで、協賛店舗が独自に定めた子育て応援のためのサービスを受けることができます。

※協賛店舗およびサービス内容は、北海道のホームページをご覧ください。

【ハグコム どさんこ・子育て】で検索!!

◎カード配布について

対象世帯に対して既に配布していますが、紛失した場合は、保健福祉課（電話：5-1115）で再配布して

いますので、お気軽にお越しください。

今後、妊娠により対象世帯となる方には、母子手帳交付時にお渡しします。

◎カードの有効期間について

現在配布している特典カードには「有効期限：平成32年3月末」と記載されていますが、令和2年度以降も本制度を実施する予定となりました。そのため、記載されている有効期限を越えた後も、そのまま本制度終了時までカードを使用することができる予定です。



保護者（妊娠中の方）の氏名		特典カードの利用について	
子どもの氏名	生年月日	*このカードの利用は、署名された妊娠中の方もしくは小学生までのお子さんに関する限りです。	
...	...	*お子さんが小学校を卒業した場合は、署名欄を抹消してください。	
...	...	*このカードを盗用する場合は、事前にシフトアウト、受付などに報告してください。	
...	...	*カードの利用にあたって、お子さんの年齢など確認させていただく場合があります。	
...	...	*海外で利用する際には、サービス対象外や利用条件などが異なるため、利用できない場合がありますので、事前に協賛店舗に確認してください。	
市町村名		*このカードは、第三者に譲り、譲渡できません。	
有効期限：平成32年3月末			

お問い合わせ先：保健福祉課 戸籍福祉グループ 電話：5-1115 告知端末機：5-8813